

四半期報告書

(第66期第3四半期)

自 平成26年10月1日

至 平成26年12月31日

ゼット株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 4
- (2) 新株予約権等の状況 4
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 4
- (4) ライツプランの内容 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
- (6) 大株主の状況 5
- (7) 議決権の状況 5

2 役員の状況 5

第4 経理の状況 6

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 7
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 9
 - 四半期連結損益計算書 9
 - 四半期連結包括利益計算書 10

2 その他 12

第二部 提出会社の保証会社等の情報 12

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第66期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）
【会社名】	ゼット株式会社
【英訳名】	ZETT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 裕之
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06) 6779局1171 (大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 山下 龍美
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06) 6779局1171 (大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 山下 龍美
【縦覧に供する場所】	ゼット株式会社東京支店 (東京都台東区浅草橋三丁目30番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第3四半期連結 累計期間	第66期 第3四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	28,963	28,027	39,294
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△100	△143	142
四半期(当期)純利益又は四半 期純損失 (△) (百万円)	△185	375	283
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△102	626	402
純資産額 (百万円)	7,245	8,293	7,716
総資産額 (百万円)	20,275	21,013	20,570
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は1株当たり四半期純 損失金額 (△) (円)	△9.48	19.18	14.47
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.7	39.5	37.5

回次	第65期 第3四半期連結 会計期間	第66期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△11.63	△12.45

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含んでいない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。また、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。
4. 第65期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。なお、平成26年12月に㈱ゼオス宇宙及び㈱ブリリアンスを清算した。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済対策・金融政策の効果などにより、企業収益や雇用環境が改善するなど、緩やかな景気回復の動きが見られたものの、消費税率引き上げや夏場以降の天候不順の影響により個人消費の回復スピードは鈍く、円安による輸入原材料価格や物価の上昇により景気への悪影響が懸念され、引き続き不透明な状況が続いている。

このような状況の中で当社グループは、①グループのスリム化と中核事業への集中、②自社品とカテゴリ別に独自の価値を創造、③低コスト経営（コスト競争力）の追求、④経営基盤（人材・IT・物流）の強化を基本方針とし、業績向上に努めた。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は28,027百万円（前年同期比3.2%減）、営業損失は181百万円（前年同期は営業損失124百万円）、経常損失は143百万円（前年同期は経常損失100百万円）、四半期純利益は375百万円（前年同期は四半期純損失185百万円）となった。

当社グループは、スポーツ事業の単一セグメントであるため、事業部門ごとの状況を記載している。

各事業部門の状況は次のとおりである。

(卸売部門)

卸売部門は、スポーツのビッグイベントが数多く開催され、テニスの錦織選手をはじめとする日本人選手の活躍でスポーツに対する関心は高まったものの、消費税率引き上げによる影響が長引いていることや、特に夏場以降の天候不順の影響が大きく、「外商・スクール」及び「アスレ」マーケット、「ライフスタイル」マーケット、「ボディケア」マーケットへの販売が低調に推移し、苦戦を強いられた。その中、「コンバース」バスケットボールウェアは引き続き好調に推移したことにより、バスケットボール用品が好調に推移した。

この結果、売上高は25,921百万円（前年同期比3.9%減）となった。

(製造部門)

製造部門は、収益性・事業性・戦略性の再確認の下、商品企画、開発力並びに品質向上に努めた。野球・ソフト用品は、「プロステイタス」や「ネオステイタス」のハイグレードシリーズは引き続き高い評価を得た。中学硬式プレーヤー向けFRP製バット「アンドロイド」や中学軟式プレーヤーに安心と信頼を提供する「ウイニングロード」シリーズで、金属バット、軟式グラブを発売するなど、積極的に開発を行った。バスケットボール用品は、「コンバース」ブランドのバスケットボールウェアの魅力幅広く紹介し、その普及を図ることを目的に、専用ホームページを開設するなど、積極的にユーザーアピールを展開し好評価を得た。前期まで苦戦していた「コンバース」バッグは好調に推移し、売上増に貢献した。

この結果、売上高は495百万円（前年同期比21.9%増）となった。

(小売部門)

小売部門は、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動や夏場以降の天候不順の影響が大きく、又ネット販売店の増加による消費者の購買スタイルの多様化もあり、引き続きアウトドア用品、アパレル・フットウェアとも苦戦を強いられ、低調に推移した。

この結果、売上高は452百万円（前年同期比14.2%減）となった。

(その他部門)

物流部門は、引き続き外部の受託業務を拡大したことにより、好調に推移した。

スポーツ施設運営は、前期からの販売促進活動を強化したことや、利用しやすい会員種別の増設を図ったことなどにより、会員数は着実に増加し堅調に推移した。

この結果、売上高は1,158百万円（前年同期比8.6%増）となった。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ443百万円増加し、21,013百万円となった。これは主に、受取手形及び売掛金が1,386百万円、土地が1,215百万円減少したものの、現金及び預金が1,755百万円、商品及び製品が1,310百万円増加したこと等によるものである。負債合計は前連結会計年度末に比べ133百万円減少し、12,719百万円となった。これは主に、支払手形及び買掛金が1,184百万円増加したものの、短期借入金が1,084百万円、その他流動負債が182百万円減少したこと等によるものである。純資産については、前連結会計年度末に比べ576百万円増加し、8,293百万円となった。これは主に、その他有価証券評価差額金が235百万円増加したことに加え、四半期純利益の計上により利益剰余金が327百万円増加したこと等によるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

I. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の企業価値を向上し、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくためには、収益力の高い企業体質を構築し、持続的な成長を確保していくことが必要であると認識している。そして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としても、当社は、当社の企業価値の源泉を理解し、収益力の高い企業体質の構築及び持続的な成長の確保を通して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えている。

もとより、当社株式について大量取得行為がなされる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社としても、当該大量取得行為を一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の全体的意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかしながら、株主が株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかを判断するためには、当該大量取得行為の内容、目的、大量取得者の将来にわたる経営戦略等の必要な情報及び判断のための十分な時間の提供が前提となるが、昨今の株式大量取得の中には、そのような情報及び検討時間の提供が十分になされないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為が進められる事例が少なからず見受けられる。当社としては、そのような大量取得行為者は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれを生じさせる者であって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、早期に業績の回復を実現するため、①グループのスリム化と中核事業への集中、②自社品とカテゴリ別に独自の価値を創造、③低コスト経営(コスト競争力)の追求、④経営基盤(人材・IT・物流)の強化を当期事業戦略の方針とし、グループ各社一丸となり、企業価値向上に取り組む。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社株式は、証券市場において自由な売買が可能であるが、短期的な利益を追求するグループ等による大量取得により、株主の皆様に不利益を与えるおそれがある。大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、当社の株主の皆様によってなされるべきものであるが、当社は、上記「I.」のとおり、そのためにはかかる大量取得が行われる際に、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否か判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があると考えている。

こうした観点から、当社は、平成25年6月27日開催の第64回定時株主総会において、平成23年6月29日開催の第62回定時株主総会で継続の承認決議された「当社株式の大量取得行為に関する対応方針」について、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、再度継続の承認決議を得た。(以下、更新後の対応方針を「本ルール」という)

本ルールは、いわゆる「事前警告型」買収防衛策であり、その概要は、①大量取得者は、大量取得行為に先立ち、株主の皆様が当該大量取得行為を受け入れるか否か検討するために必要かつ十分な情報として当社取締役会が本ルールに従って求める情報を提供しなければならない。②提供された情報に基づき、当社取締役会、特別委員会が当該大量取得行為について評価検討を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大量取得行為を開始することができない。③大量取得者が本ルールに従わない場合等、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るため、特別委員会の助言、勧告を最大限尊重して、対抗措置として、新株予約権の発行等を行う場合がある、というものである。

Ⅲ. 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記「Ⅱ.」の具体的な取り組みについて、以下のように判断している。

- イ. 上記基本方針を実現するための当社の具体的な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるためのものであり、まさに基本方針に沿うものである。
- ロ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして当社がその継続を決議した本ルールは、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断するために必要な情報及び判断のための十分な時間を確保することにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されたものであり、これは上記基本方針に沿うものである。さらに、本ルールは、①株主総会においてその導入、継続の可否を株主の皆様に諮るものであること、②合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動できないように設定されていること、③独立性の高い社外監査役等によって構成され、当社の費用で独立した第三者の専門家の助言を得ることができる等の権限が認められた特別委員会が設置されているうえ、本ルールの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、④有効期間が2年と定められているうえ、有効期間の満了までに再度株主総会において株主の皆様によりその継続の可否についてご決議いただくこととしていること、⑤株主の皆様により選任された取締役で構成される取締役会により有効期間の満了前においてもいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性、客観性が確保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は、42百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、前連結会計年度末に計画していたザイロ(株)江東店の売却は平成26年9月に完了した。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,102,000	20,102,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数1,000株
計	20,102,000	20,102,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成26年10月1日 ～平成26年12月31日	—	20,102	—	1,005,100	—	251,275

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 518,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,416,000	19,416	—
単元未満株式	普通株式 168,000	—	—
発行済株式総数	20,102,000	—	—
総株主の議決権	—	19,416	—

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) ゼット株式会社	大阪市天王寺区烏ヶ辻 一丁目2番16号	518,000	—	518,000	2.58
計	—	518,000	—	518,000	2.58

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,173,864	3,929,193
受取手形及び売掛金	※ 8,982,956	※ 7,596,436
商品及び製品	3,318,838	4,628,928
仕掛品	54,944	86,513
原材料及び貯蔵品	95,876	102,263
繰延税金資産	382,557	33,277
その他	136,173	221,435
貸倒引当金	△47,225	△38,895
流動資産合計	15,097,986	16,559,153
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,668,822	2,815,381
減価償却累計額	△2,592,309	△1,952,852
建物及び構築物（純額）	1,076,512	862,528
土地	2,443,805	1,228,069
その他	1,336,260	1,218,345
減価償却累計額	△1,185,369	△989,495
その他（純額）	150,891	228,850
有形固定資産合計	3,671,209	2,319,448
無形固定資産		
その他	66,091	60,191
無形固定資産合計	66,091	60,191
投資その他の資産		
投資有価証券	992,945	1,358,822
長期貸付金	42,515	39,612
敷金	253,025	256,500
その他	511,371	483,682
貸倒引当金	△65,087	△63,902
投資その他の資産合計	1,734,769	2,074,715
固定資産合計	5,472,069	4,454,355
資産合計	20,570,056	21,013,508

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 8,489,926	※ 9,674,826
短期借入金	1,356,767	271,811
未払法人税等	51,011	28,886
未払消費税等	70,930	24,999
賞与引当金	174,152	87,070
その他	728,048	545,823
流動負債合計	10,870,836	10,633,416
固定負債		
長期借入金	279,186	186,232
繰延税金負債	211,688	338,590
退職給付に係る負債	362,773	381,050
長期未払金	298,476	278,117
その他	830,194	902,382
固定負債合計	1,982,319	2,086,372
負債合計	12,853,156	12,719,789
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,005,100	1,005,100
資本剰余金	2,968,778	2,968,778
利益剰余金	3,432,186	3,759,246
自己株式	△72,662	△73,449
株主資本合計	7,333,402	7,659,675
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	395,223	630,594
繰延ヘッジ損益	202	11,507
為替換算調整勘定	20,606	21,962
退職給付に係る調整累計額	△32,534	△30,021
その他の包括利益累計額合計	383,498	634,043
少数株主持分	—	—
純資産合計	7,716,900	8,293,719
負債純資産合計	20,570,056	21,013,508

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	28,963,630	28,027,763
売上原価	23,425,136	22,823,403
売上総利益	5,538,494	5,204,360
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	434,504	448,260
運賃及び荷造費	490,743	538,495
賃借料	226,702	191,412
役員報酬及び給料手当	2,247,418	2,193,554
貸倒引当金繰入額	14,279	△8,305
賞与引当金繰入額	85,583	82,164
減価償却費	108,195	109,987
その他	2,055,399	1,830,651
販売費及び一般管理費合計	5,662,827	5,386,220
営業損失(△)	△124,333	△181,860
営業外収益		
受取利息	2,610	2,524
受取配当金	14,127	16,086
受取賃貸料	13,854	13,499
業務受託料	14,847	16,041
その他	27,254	29,483
営業外収益合計	72,694	77,636
営業外費用		
支払利息	11,453	8,874
売上割引	26,203	25,098
その他	11,605	5,056
営業外費用合計	49,262	39,028
経常損失(△)	△100,902	△143,252
特別利益		
固定資産売却益	—	916,623
特別利益合計	—	916,623
特別損失		
事業撤退損	27,307	—
特別損失合計	27,307	—
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△128,209	773,371
法人税、住民税及び事業税	14,842	48,199
法人税等調整額	42,680	349,474
法人税等合計	57,522	397,674
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△185,732	375,696
少数株主利益又は少数株主損失(△)	—	—
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△185,732	375,696

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△185,732	375,696
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	72,571	235,371
繰延ヘッジ損益	△176	11,304
為替換算調整勘定	11,042	1,355
退職給付に係る調整額	—	2,513
その他の包括利益合計	83,437	250,545
四半期包括利益	△102,294	626,241
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△102,294	626,241
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間において、㈱ゼオス宇部及び㈱ブリリアンスは清算したため、連結の範囲から除外している。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が9百万円増加し、利益剰余金が9百万円減少している。なお、当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に与える影響額は軽微である。

(四半期連結貸借対照表関係)

※四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	—千円	149,393千円
支払手形	—	18,391

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	118,141千円	118,418千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	39,172	2	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、スポーツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△9円48銭	19円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (千円)	△185,732	375,696
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△)(千円)	△185,732	375,696
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,590	19,583

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。また、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月12日

ゼット株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼット株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ゼット株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【会社名】	ゼット株式会社
【英訳名】	ZETT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 裕之
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【縦覧に供する場所】	ゼット株式会社東京支店 (東京都台東区浅草橋三丁目30番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長渡辺裕之は、当社の第66期第3四半期（自平成26年10月1日 至平成26年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。